

Q

《財産管理について代理権を付与されている場合》

5

補助人の最初の仕事

補助人に選任されて、まずしなければならないことは何ですか。



A

速やかに被補助人の財産の内容を把握した上で、被補助人のために毎月どのくらいお金が必要かの予算を立て、1か月以内に財産目録等を家庭裁判所に提出してください。

【財産の把握】

財産管理について代理権を付与されている場合、補助人の最初の仕事は、被補助人の財産の内容を正確に把握することです。補助人が被補助人の財産を管理するためには、その財産の内容を知らなければならないからです。収入（年金、給与、家賃等）、支出（生活費、医療費、施設費、税金、社会保険料等）、資産（預貯金、不動産、生命保険、有価証券、現金等）、負債など、どのようなものがあるかを調査してください。

もし、補助人以外の方が管理している財産がある場合には、速やかに財産の引継ぎを受けてください。

【予算の作成】

その上で、被補助人に必要な費用について、1か月にどの程度かかるか予算を立ててください。なお、補助人がその仕事を行う上で必要な費用（補助事務費といいます。Q10参照）も、予算に含めてください。

【財産目録等の提出】

補助人に選任されてから1か月以内に、補助事務報告書、被補助人の財産目録及び収支予定表を提出していただきます（Q7、8参照）。

資料の作成にあたっては、預貯金は最新の残高が記載された通帳、生命保険は保険証書等、不動産は登記簿謄本（登記事項証明書）等、原本に基づいて正確に記載してください。

なお、これらの資料は、原本を確認させていただいたり、写しを提出していただいたりする場合がありますので、常に整理して保管しておいてください。